

Weekly Report

第448号
平成30年 3月12日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

「NISA」と「iDeCo」の主な特徴

◎**NISA**……年間120万円を上限に買い付けた上場株式や株式投資信託、ETF、REITなどの配当や売買益が最長5年間、非課税となります。NISA口座内に金融商品を保有したままで非課税期間が終了した場合は、翌年の非課税投資枠に移すロールオーバーも可能です（時価が120万円を超える場合でも全額可能）。

なお、NISA口座は同一年において1人1口座しか開設できません。また、他の口座（特定口座など）との損益通算や、損失を翌年以降に繰り越しすることはできません。

◎**つみたてNISA**……年間40万円を上限に買い付けた一定の投資信託等の配当や売買益が最長20年間、非課税となります。投資対象は、長期の積立・分散投資に適した一定要件を満たす株式投資信託とETFで、「1か月に1回」など定期的に一定金額の買付けを行う積立投資に限られます。

なお、上記のNISAとは選択制であり、同一年に両方の適用は受けられません。

◎**iDeCo**（個人型確定拠出年金）……加入者が

自ら運用を行い、公的年金に上乗せして給付を受けられる私的年金で、基本的に60歳未満の全ての方が加入できます。掛金は、加入者によって異なる限度額（自営業者は月額6.8万円、企業年金等がない会社員は月額2.3万円など）が設けられており、全額所得控除の対象となります。また、運用益も全額が非課税であり、受取時も公的年金等控除（一時金の場合は退職所得控除）が適用できます。

なお、原則60歳まで途中で引き出すことはできません。

小規模事業者持続化補助金の公募開始

今月9日から、29年度補正予算による「小規模事業者持続化補助金」の公募が開始されました（5月18日締切り）。

同補助金は、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対して、費用の2/3（上限は原則50万円）を補助するもので、チラシやカタログの作成・配布、ネット販売システムの構築、店舗の改装、展示会への出展など、幅広い取り組みが対象となります。

また、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です（補助上限額は連携事業者数により異なりますが最高500万円）。

期限間近で申告書を送付した場合の提出日

29年分の所得税と贈与税の確定申告期限（3月15日）が迫っています。

申告書を所轄税務署に郵便（第一種郵便物）または信書便により送付した場合、提出日は税務署に到着した日ではなく、消印（通信日付印）に表示された日が提出日とみなされます。

また、e-Taxの場合は、データ送信後の即時通知及び受信通知に表示される受付日時が提出日となるため、3月16日午前0時以降に受信となったデータは期限後の提出となります。